

自治会・町内会長 各位

西区福祉保健課長

令和5年度「あんしんカード」の  
自治会・町内会への配布及び更新について（依頼）

日頃より、西区政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、多くの自治会・町内会で「あんしんカード」をご活用いただき、地域での顔の見える関係づくりを進めていただいております。

あんしんカードの活用にあたっては、対象者を取り巻く状況に変化が生じることがあるため、定期的な更新を推奨しております。あんしんカードの更新を御希望の場合は、下記の申込方法によりお申込みください。

添付の「“あんしんカード”で顔の見える関係づくりを！」をご参考に、高齢者や障害者の方、その他必要と思われる方に、自治会・町内会の皆様、民生委員・児童委員の皆様、ふれあい会などの皆様からお渡しくださるようお願いいたします。

## 1 申込方法

### (1) F A X

福祉保健課（324-3703）まで「配布申込書」を送信してください。

### (2) ご来庁

西区役所 福祉保健課（2階24番窓口）まで「配布申込書」をお持ちください。

## 2 配布物

あんしんカードの他、冷蔵庫等に貼って使用できるように、クリアファイルとマグネットも併せて配布しております。

【参考】次のようなときには、必要となる数をぜひお申し込みください。

- 「あんしんカード」の取組を新たに始めたい
- 配布対象を広げたい（例：高齢者だけでなく障害のある方にも配布したい）
- 新規に把握した対象者に配布したい（例：70歳以上を対象にしているので、今年は新たに70歳になった方の分が必要）
- カード自体を更新したい（例：記載した情報が古いので、更新が必要）

### 【問合せ先】

西区福祉保健課 事業企画担当 桑原、神内、櫻井

電話番号：045-320-8437

FAX：045-324-3703

# 「あんしんカード」で顔の見える関係づくりを！

現在、「あんしんカード」を地域ぐるみで配布することで、「顔の見える関係づくり」を広げる取組が、多くの自治会・町内会で進められています。

今後も「あんしんカード」をはじめとした顔の見える関係づくりが、地域ぐるみの取組として広がり、継続され、一人でも多くの高齢者や障害者等と地域とのつながりが広がっていくことを目指して、一層の取組を進めていただければ幸いです。

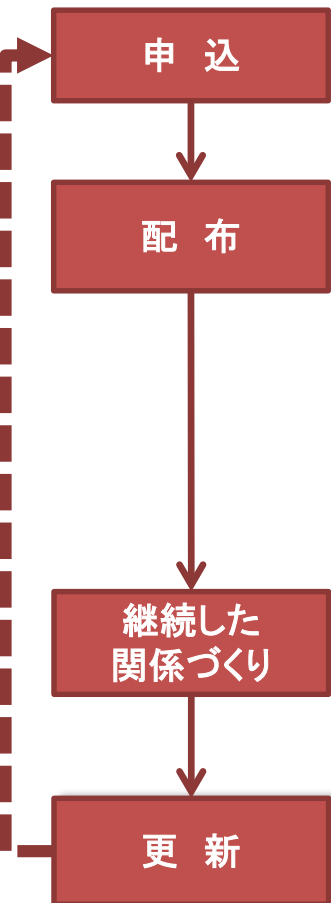
西区連合町内会・自治会連絡協議会 会長 天笠 米蔵  
西区长 菊地 健次

## あんしんカードとは

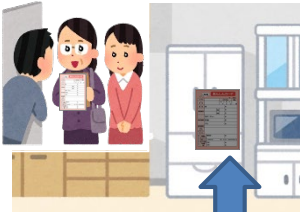
災害時や緊急時、駆け付けた人に必要な情報がわかるよう緊急連絡先などを記載してマグネットで冷蔵庫に貼っておくカードです。

自治会・町内会をはじめ、地域ぐるみで高齢の方や障害のある方を訪問するきっかけのツールとして活用することで「顔の見える関係づくり」に役立ちます。

## あんしんカード活用の流れとポイント



自治会・町内会ごとに、申込書に所定の項目を記入し、福祉保健課にファックス等でお申し込み下さい。



高齢者や障害者、そのほか支援が必要と思われる方に、自治会・町内会の皆様、民生委員・児童委員の皆様、ふれあい会などの皆様からお渡し下さい。実際にお宅を訪問し、手渡ししたり、一緒に記入をしていただくなど工夫をしていただくと、より効果的です。

また、お渡しの際、あんしんカード表面一番下に個人情報の共有について記載があります。個人情報を共有する場合は、「誰がどのような目的で共有するか」をご説明いただき本人から署名をしていただくようお願いいたします。

あんしんカードは冷蔵庫に貼ると効果的です！

「あんしんカード」の配布を通じて、地域ぐるみで見守っているというメッセージになり、日頃からのコミュニケーションが増えるという効果が出てきます。そうした関係は、緊急時（病気で倒れた、地震、風水害などが発生したなど）にも大いに役立ちます。



継続して取り組む中で、新たな配布対象者が出てくるなど「あんしんカード」の情報の更新が必要になったりします。また「あんしんカード」の情報更新を目的に、定期的な訪問もできます。

